

令和3年度 公文書開示状況（6月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
3	R3.5.21	R3.6.4	「よくある質問コーナー（使いすてカイロ）」を東京くらしWEBに掲載することについての意思決定文書					1											保存期間を満了し廃棄されているため、存在しない	生活文化局消費生活部取引指導課
4	R3.5.27	R3.6.7	新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成における〇〇に関する実績報告書、決算書、領収書、写真、助成金交付額確定通知書、支出命令書	8		1					1		1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部地域活動推進課
5	R3.5.28	R3.6.9	新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成における〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に係る助成金交付決定通知書、助成金交付額確定通知書及び新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成に係る額の確定通知の送付について	18		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別できるため	生活文化局都民生活部地域活動推進課
6	R3.5.28	R3.6.9	新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成における〇〇に係る交付決定通知書、額確定通知書、同封書類（額確定の送付文）					1											実施機関では当該文書を現に作成及び保有しておらず、存在しないため	生活文化局都民生活部地域活動推進課

令和3年度 公文書開示状況（6月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	R3. 4. 8	R3. 6. 9	2生文企第〇号行政財産使用許可書 2020年〇月〇日付東京都行政財産使用許可申請書 2生文企第〇号行政財産使用許可書 2020年〇月〇日付東京都行政財産使用許可申請書 2生文企第〇号行政財産使用許可書 令和3年〇月〇日付東京都行政財産使用許可申請書	79		1													(7条2号) 特定の個人を識別できる情報であるため (7条3号) 事業者に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上の地位が損なわれると認められるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局文化振興部企画調整課
8	R3. 6. 6	R3. 6. 14	〇〇が、今年4、5月頃、都庁取引指導課に連絡し、使いすてカイロの温度測定に関して問い合わせをしたと言っているが、このやり取りの記録など関係文書全て																実施機関では当該文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局消費生活部取引指導課
9	R3. 6. 3	R3. 6. 17	東京都情報公開審査会答申第〇号、第〇号、第〇号及び第〇号に関する審議資料																(7条5号) 審査会の審議は非公開とされており、審議資料等が開示されて審議の具体的な内容が公になると、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため (7条6号) 審議途中の未成熟な情報や検討過程の資料の一部のみが断片的に公になった場合、審査会の判断の正当性について誤解と混乱を招きかねず、審査会の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局広報広聴部情報公開課
10	R3. 6. 3	R3. 6. 17	2021年6月3日12時00分配信のNHKニュースが、「東京都は、特定の人から頻りに情報公開請求が行われるなど業務に支障が出ているとして制度の運用を見直し、開示請求を受け付けない基準を設けることを検討しています」と報じたところであるが、本件検討に関する、国（たとえば総務省）とのやりとりのすべてがわかる一切の文書																当該公文書は、実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課

令和3年度 公文書開示状況（6月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
11	R3. 6. 3	R3. 6. 17	2021年6月3日12時00分配信のNHKニュースが、「東京都は、特定の人から頻りに情報公開請求が行われるなど業務に支障が出ているとして制度の運用を見直し、開示請求を受け付けない基準を設けることを検討しています」と報じたところであるが、本件検討に関する、都知事・副知事、および都議会議員とのやりとり（指揮命令を含む）のすべてが分かる一切の文書				1											当該公文書は、実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課	
12	R3. 6. 3	R3. 6. 17	2021年6月3日12時00分配信のNHKニュースが、「東京都は、特定の人から頻りに情報公開請求が行われるなど業務に支障が出ているとして制度の運用を見直し」と報じたところであるが、当該報道にいう「特定の人から頻りに」について、その頻度および「特定の人」の人数が分かる一切の文書				1											当該公文書は、実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課	
13	R3. 6. 3	R3. 6. 17	東京都情報公開審査会答申第〇号、第〇号、第〇号及び第〇号に関する審議資料			1							1	1				(7条5号) 審査会の審議は非公開とされており、審議資料等が開示されて審議の具体的内容が公になると、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため (7条6号) 審議途中の未成熟な情報や検討過程の資料の一部のみが断片的に公になった場合、審査会の判断の正当性について誤解と混乱を招きかねず、審査会の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局広報広聴部情報公開課	
14	R3. 6. 3	R3. 6. 17	2021年6月3日12時00分配信のNHKニュースが、「東京都は、特定の人から頻りに情報公開請求が行われるなど業務に支障が出ているとして制度の運用を見直し、開示請求を受け付けない基準を設けることを検討しています」「都の情報公開制度は、条例で運用や請求方法などが定められていますが、都は、今回は条例そのものの改正は行わず、事務取り扱いを定めた内部の規定の見直しで対応するとしています」と報じたところであるが、②「事務取り扱いを定めた内部の規定」の見直しの案				1											当該公文書は、実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課	

